

副本

令和3年（行ウ）第277号 行政処分取消請求事件

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国（処分行政庁 運輸安全委員会事務局長）

準備書面 (13)

令和7年3月11日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

被告指定代理人

星 野 郁



荒 木 真希



富 岡



杉 山 勇



福 井 靖



石 田 達



小 坂 真



被告は、本準備書面において、被告準備書面(11)及び被告の令和6年10月23日付け準備書面(12)(以下「被告準備書面(12)」という。)について、以下のとおり主張を追加、訂正又は補充する(追加、訂正又は補充した部分は下線部分である。)

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被告準備書面(11)「第1の26 乙③第5号証、乙③第6号証、乙③第7号証及び乙③第8号証について」(18ページ)

被告準備書面(11)「第1の26 乙③第5号証、乙③第6号証、乙③第7号証及び乙③第8号証」との記載を「第1の26 乙③第5号証、乙③第6号証及び乙③第7号証」とした上で、「第1の26の1 乙③第8号証について」として、以下の主張を追加する。

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の所有者の運転免許証の写しである。

2 不開示部分に記載された情報

当該運転免許証の免許番号、免許取得年月日、氏名、生年月日、本籍地、住所、免許証交付年月日及び免許の有効期限が記載されているほか、その顔貌が分かる写真が貼付されている。

2 不開示事由該当性

当該不開示部分は、第58寿和丸の所有者の免許の写しであり、免許番号、免許取得年月日、氏名、生年月日、本籍地、住所、免許証交付年月日及び免許の有効期限が記載されているほか、その顔貌が分かる写真が貼付されており、これらは特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

第2 被告準備書面(12)「第16 乙①25及び51の文書について」(24及び25ページ)

1 文書の性質及び内容

僚船に係る船舶検査手帳であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

僚船の船舶番号、型式、構造、航行上の条件、検査の結果等が記載されている。

3 不開示事由該当性

被告準備書面(12)第14の3(23及び24ページ)に同じ。

第3 被告準備書面(12)「第22 乙①62、69ないし76、80、82、84ないし87、89ないし94、97、98及び100の文書について」(30ないし32ページ)

被告準備書面(12)「第22 乙①62、69ないし76、80、82、84ないし87、89ないし94、97、98及び100の文書について」との記載を「第22 乙①62、69ないし76、80、82、84ないし87、89ないし92、97、98及び100の文書について」とした上で、「第22の1 乙①93の文書について」及び「第22の2 乙①94の文書について」として、以下の主張を追加する。

(第22の1 乙①93の文書について)

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の完成図書の一部であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「※ 1 部分」について

第五十八寿和丸を設計した法人の名称、所在地。

(2) 「承認、照査欄」及び「※ 2 部分」について

承認、照査欄には第五十八寿和丸設計関係者の姓が記載され、※ 2 部分については、書面を行政庁に提出した者の氏名及び口述聴取を受けた者の氏名が記載されている。

(3) 「※ 3 部分」について

本件事故調査に際し、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容が記載されている。

(4) 「その余」について

第五十八寿和丸の構造、性能、搭載品、艤装品等に係る詳細な情報が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「※ 1 部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法 5 条 5 号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を起こした第五十八寿和丸を設計した法人の名称を開示すると、これが、昨今普及している SNS 等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「承認、照査欄」及び「※ 2 部分」が「特定の個人を識別することができるもの(中略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法 5 条 1 号)に該当すること

承認、照査欄には第五十八寿和丸設計関係者の姓が記載され、※2部分については、書面を行政庁に提出した者の氏名及び口述聴取を受けた者の氏名が記載されており、いずれも特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

なお、書面を行政庁へ提出した者の氏名が情報公開法5条1号イに該当しないことについては、被告準備書面(11)第1の5(2)(8及び9ページ)で述べたとおりである。

(3) 「※3部分」について

被告準備書面(12)第36の3(2)(48及び49ページ)に同じ。

(4) 「その余」について

被告準備書面(12)第22の3(2)(31及び32ページ)に同じ。

(第22の2 乙①94の文書について)

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の完成図書の一部であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「※1部分」について

第五十八寿和丸を設計した法人の名称。

(2) 「※2部分」について

書面を行政庁に提出した者の氏名が記載されている。

(3) 「課長、製図欄」について

第五十八寿和丸設計関係者の姓が記載されている。

(4) 「その余」について

第五十八寿和丸の構造、性能、搭載品、艤装品等に係る詳細な情報が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「※1部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条5号)に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を起こした第五十八寿和丸を設計した法人の名称を開示すると、これが、昨今普及しているSNS等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「※2部分」が「特定の個人を識別することができるもの(中略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法5条1号)に該当すること

※2部分については、書面を行政庁に提出した者の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

なお、書面を行政庁へ提出した者が情報公開法5条1号イに該当しないことについては、被告準備書面(11)第1の5(2)(8及び9ページ)で述べたとおりである。

(3) 「課長、製図欄」が「特定の個人を識別することができるもの(中略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法5条1号)に該当すること

課長、製図欄には第五十八寿和丸設計関係者の姓が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条

1号に該当する。

(4) 「その余」について

被告準備書面(12)第22の3(2)(31及び32ページ)で述べたとおり。

第4 被告準備書面(12)「第26 乙①66の文書について」(35ページ)

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の漁船原簿抹消謄本であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「所有者欄、使用者欄、造船所欄」について

酢屋商店の所在地、使用者・造船所の名称及び所在地。

(2) 「その余」について

第五十八寿和丸の用途、型式、漁業種類・用途、無線性能等が記載されている。

3 不開示事由該当性

被告準備書面(12)第8の3(18ページ)で述べたとおり。

第5 被告準備書面(12)「第27 乙①67の文書について」(35ないし37ページ)

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の乗組員名簿であり、本件事故調査に際し、酢屋商店の関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

第五十八寿和丸の乗組員の船員番号、役職、氏名、生年月日、住所、電話番号及び郵便番号が記載されている。

3 不開示事由該当性

- (1) 「特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法5条1号）に該当すること

第五十八寿和丸の乗組員の船員番号、役職、氏名、生年月日、住所、電話番号及び郵便番号が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

- (2) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法5条2号イ）に該当すること

漁船を安全に運航し、十分な漁獲を得るためには、船員を適切に配置する必要がある、20トン以上の船舶で漁業を営む場合には、各総トン数に応じて、乗組員の海技資格の種別、人数が定められているところ、近年、漁業に就労する海技士の不足が深刻化しており、船員の確保が漁業会社の経営上の課題となっている。本文書が開示されれば、船内での役割等の記載から、雇用条件等を類推されることが考えられ、そうなれば、第五十八寿和丸を所有する酢屋商店の人材確保及び労務管理に係る情報が競合他社に流出することになり、他者がより有利な雇用条件を提示するなどして人材を確保することにより、酢屋商店における人材確保が困難となるおそれがある。

- (3) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法5条5号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、当該事故を起こした第五十八寿和丸の乗組員名簿等乗組員の情報が開示されれば、これが、昨今普及しているSNS等を通じて広く伝播され、外部から

訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(4) 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条6号柱書き)に該当すること

本文書に記載された情報の内容が開示されると、酢屋商店関係者、第五十八寿和丸の乗組員及びその家族等が望まない形で社会的関心を集めるおそれがあり、一たびそうなれば、将来にわたる事故調査において、事故関係者との信頼関係が築けなくなり、その結果、事故関係者が検討資料の提供をちゅうちょしたり、調査協力を拒否するおそれもあり、運輸安全委員会が行う事故原因の究明が困難となる。

また、被告準備書面(12)第1の3(2)ウ(7及び8ページ)で述べたとおり、運輸安全委員会の事故調査機関としての在り方について、国際機関・他国からの信頼を失い、他国の事故調査当局や他国の関係者が、運輸安全委員会の事故調査に非協力的になり、運輸安全委員会の適確な事故調査という目的が達成されないおそれがある。

第6 被告準備書面(12)「第29 乙①77ないし79及び88の文書について」(38及び39ページ)

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の定期検査及び追加工事に係る証明書であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「役職、氏名欄」について

工事完成等を証明する者の役職及び氏名。

(2) 「その余」について

第五十八寿和丸に係る追加工事等の内容等が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「役職、氏名欄」について

ア 「特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法5条1号）に該当すること
工事完成等を証明する者の役職及び氏名が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

イ 「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法5条5号）に該当すること

本件事故は、複数名が死亡するなど甚大な被害が発生し、また、社会の耳目を集め、連日にわたって大きく報道されたものであるところ、第五十八寿和丸の工事を行った法人等が明らかになる情報を開示すると、これが、昨今普及しているSNS等を通じて広く伝播され、外部から訪問を受けたり郵送物を送られたりするなどにより、不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがある。

(2) 「その余」について

ア 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法5条2号イ）に該当すること

上記各文書に記載された情報が開示されれば、漁業を行う競合他社において、第五十八寿和丸の性能ないし漁獲量等を一定程度、推認することができると考えられ、そうなれば、酢屋商店の有するノウハウが流出することとなり、その利益を害するおそれがある。

イ 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性

が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

被告準備書面(12)第3の3(2)イ(11ページ)に同じ。

ウ 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条6号柱書き)に該当すること

被告準備書面(12)第3の3(2)エ(12ページ)に同じ。

第7 被告準備書面(12)「第32 乙①102の文書について」(41及び42ページ)

1 文書の性質及び内容

第五十八寿和丸の工事に係る証明書であり、本件事故調査に際し、関係者が任意に提出したものである。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「各証明書1頁目下部」について

工事完成を証明する者の名称及び氏名。

(2) 「その余」について

第五十八寿和丸に係る工事等の内容等が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「各証明書1頁目下部」について

ア 「各証明書1頁目下部」が「特定の個人を識別することができるもの(中略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法5条1号)に該当すること

工事完成を証明する者の名称及び氏名が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に

該当する。

イ 「各証明書1頁目下部」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条5号)に該当すること

被告準備書面(12)第29の3(1)(38ページ)に同じ。

(2) 「その余」について

被告準備書面(12)第29の3(2)(38及び39ページ)に同じ。

第8 被告準備書面(12)「第36 乙②4ないし27、29、30及び34の文書について」(47ないし49ページ)

被告準備書面(12)「第36 乙②4ないし27、29、30及び34の文書について」との記載を「第36 乙②4ないし27の文書について」とした上で、「第36の1 乙②29及び乙②30の文書について」、「第36の2 乙②34の文書について」として、以下の主張を追加する。

(第36の1 乙②29及び乙②30の文書について)

1 文書の性質及び内容

本件事故の関係者から聴取した口述内容が記載された文書である。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「※部分」について

ア 乙②29の文書について

口述聴取を受けた者の氏名、生年月日、本籍地、住所、電話番号、携帯電話番号、口述者が指定した連絡先の名称及び電話番号、取得している免許の種類、免許番号、取得年月日、交付年月日

イ 乙②30の文書について

口述聴取を受けた者の氏名、生年月日、本籍地、住所、電話番号、口述者が指定した連絡先の所在、名称及び電話番号

(2) 「その余」について

本件事故調査に際し、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容が口語体で記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「※部分」が「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法5条5号）に該当すること

被告準備書面(12)第33の3(2)（42及び43ページ）に同じ。

(2) 「その余」について

ア 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（情報公開法5条2号ロ）に該当すること

運輸安全委員会の行う事故調査においては、当該調査の目的や、口述聴取した内容を目的外に使用しないことを説明した上で聴取をしていることから、「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」であり、かつ、事故原因調査に当たって聴取に応じる場合、通常人としてはその内容を公にすることを望まず、公にしないとの前提においてこそ率直な回答をするものと考えられるから、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」にも該当する。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（情報公開法5条5号）があるものに該当すること

被告準備書面(12)第33の3(3)ウ（44ページ）に同じ。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（情報公開法5条5号）

があるものに該当すること

被告準備書面(12)第33の3(3)エ(44ページ)に同じ。

エ 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条6号柱書き)に該当すること

被告準備書面(12)第3の3(2)エ(12ページ)に同じ。

(第36の2 乙②34の文書について)

1 文書の性質及び内容

本件事故の関係者から聴取した口述内容が記載された文書である。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「※部分」について

口述聴取を受けた者の氏名、生年月日、本籍地、住所、電話番号、携帯電話番号、口述者が指定した連絡先。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)第1の12(2)(12ページ)で述べたとおりである。

(2) 「その余」について

本件事故調査に際し、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容が口語体で記載されている。

3 不開示事由該当性(「その余」について)

(1) 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(情報公開法5条2号ロ)に該当すること

運輸安全委員会の行う事故調査においては、当該調査の目的や、口述聴取した内容を目的外に使用しないことを説明した上で聴取をしていること

から、「公にしないとの条件で任意に提供されたもの」であり、かつ、事故原因調査に当たって聴取に応じる場合、通常人としてはその内容を公にすることを望まず、公にしないとの前提においてこそ率直な回答をするものと考えられるから、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」にも該当する。

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

被告準備書面(12)第33の3(3)ウ(44ページ)に同じ。

(3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(情報公開法5条5号)があるものに該当すること

被告準備書面(12)第33の3(3)エ(44ページ)に同じ。

(4) 「当該事務(中略)の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条6号柱書き)に該当すること

被告準備書面(12)第3の3(2)エ(12ページ)に同じ。

第9 被告準備書面(12)「第39 乙②32及び33の文書について」(51及び52ページ)

被告準備書面(12)「第39 乙②32及び乙33の文書について」との記載を「第39 乙②32の文書について」とした上で、「第39の1 乙②33の文書について」として、以下の主張を追加する。

(第39の1 乙②33の文書について)

1 文書の性質及び内容

本件事故の関係者から聴取した口述内容が記載された文書である。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「※1部分」について

口述聴取を受けた者の氏名、生年月日、本籍地、住所、電話番号及び携帯電話番号。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)第1の12(2)(12ページ)で述べたとおりである。

(2) 「※2部分」について

口述内容に関連して添付された第五十八寿和丸の扉及び倉口蓋装置の図面であり、第五十八寿和丸の設計関係者の名称等。

(3) 「※3部分」について

口述内容に関連して添付された第五十八寿和丸の扉及び倉口蓋装置の図面の提出者の氏名。

なお、本不開示部分の不開示事由については、被告準備書面(11)第1の5(2)(8及び9ページ)で述べたとおりである。

(4) 「その余」について

本件事故調査に際し、事故関係者が質問を受け、これに回答した内容が口語体で率直に記載されている。

2 不開示事由該当性

(1) 「※2部分」が「特定の者に不当に(中略)不利益を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法5条5号)に該当すること

被告準備書面(12)第22の3(1)(31ページ)に同じ。

(2) 「その余」について

被告準備書面(12)第36の3(2)(48及び49ページ)に同じ。

第10 被告準備書面(12)「第40 乙②35の文書について」(53ページ)

1 文書の性質及び内容

本文書は、第五十八寿和丸の乗組員のうち、行方不明となっている者の戸

籍・住民票の謄本ないし抄本である。

2 不開示部分に記載された情報

行方不明となった乗組員の氏名、本籍地、生年月日、家族関係及び住所等が記載されている。

3 不開示事由該当性

(1) 「特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法5条1号）に該当すること

行方不明となった乗組員の氏名、本籍地、生年月日、家族関係及び住所等が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるものであって、情報公開法5条1号に該当する。

(2) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（情報公開法5条2号イ）に該当すること

被告準備書面(12)第27の3(1)(36ページ)に同じ。

(3) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法5条5号）に該当すること

被告準備書面(12)第27の3(2)(36ページ)に同じ。

第11 被告準備書面(12)「第61 乙③11の文書について」(74ページ)

1 文書の性質及び内容

本文書は、旧横浜地方海難審判理事所が高等海難審判庁長官に対し、本件事故について報告した際の内部手続に係る文書である。

2 不開示部分に記載された情報

(1) 「※1部分」について

酢屋商店の所在地。

(2) 「※ 2 部分」について

調査を受けた複数名の勤務先法人の名称、役職及び氏名。

(3) 「その余」について

第五十八寿和丸の構造、船籍港等。

3 不開示事由該当性

被告準備書面(12)第61の3(74ページ)で述べたとおり。

以 上